別 紙 3

令和2年社会福祉制度施策に関する課題把握調査　参考資料
社会福祉制度・政策等の動向

平成31年1月～令和元年12月

令和２年２月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
総務企画部　企画調整・情報提供担当

１　全体

月	制度・施策の動向、関連調査等	
３月	**＜全国の動向＞** **○内閣府が「生活状況に関する調査」の結果を公表** 内閣府は29日、40～64歳で引きこもりにあたる人が全国で61万３千人に上るとの推計を発表。５年以上引きこもる人が半数を占める。15～39歳の引きこもりは2015（平成27）年度の調査で54万人と推計したが、中高年の数を推計したのは初めて。	4/8福祉新聞
４月	**＜全国の動向＞** **○改正バリアフリー法施行** １日施行。公共交通の事業者に、障害者や高齢者が利用しやすいようスロープやエレベーターの設置や段差の解消、ホームドアの設置などの計画策定と公表を義務付ける。障害のある乗客の介助を職員に研修するなどソフト面の実施も促し、計画の進捗状況について報告を求める。（一部は2018（平成30）年11月1日に施行済）	
５月	**＜全国の動向＞** **○第９次地方分権一括法可決・成立** 31日可決・成立、６月７日公布。福祉分野の法律は以下のとおり。 **○改正介護保険法** 介護サービス事業者について、事業所が一の中核市にとどまる場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲する。これにより、例えば事業所で不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部への業務管理体制の検査による包括的な確認が可能となるなど、迅速かつ効率・効果的な監督に資する。2021（令和３）年４月１日施行。 **○認定こども園法の一部改正法、改正教育職員免許法** 幼保連携型認定こども園について、2019年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る特例（保育士と幼稚園教諭免許の両方の資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる）５年間（2024年度末まで）延長する。また、保育士登録を受けた者について、2019年度末まで設けられている幼稚園教諭免許状の授与要件に係る特例（厚生労働省告示において措置）を５年間（2024年度末まで）延長する。これにより、施設における必要な人材確保、施設運営の安定化に資する。2020（令和２）年４月１日施行。 **○改正児童福祉法** 「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省令で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることができるようにする。これにより、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能となる。2020（令和２）年４月１日施行。 **○健康保険法等改正法可決・成立** 15日可決・成立。高齢者の介護予防と保険事業を一体的に行う枠組みの構築などを盛り込んだ改正法で、縦割りで別々に実施している両事業を一本化して効果的に行うことで健康寿命の延伸につなげる。市町村が介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保険事業の一体的な実施について基本方針を定め、実施する。改正法には、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすることや、外国人労働者の受け入れ拡大に対応して健康保険が適用される扶養家族は原則、国内居住者に限ることなども盛り込まれた。2020（令和２）年４月１日施行。	

６月	**＜全国の動向＞** **○成年後見制度適正化法可決・成立** ７日可決・成立。成年後見制度を利用した場合に弁護士などの資格や地位が自動的に失われる「欠格条項」を原則として廃止し、制度を利用する人の人権尊重を目指す。削除対象となる法律は国家公務員法、弁護士法など187本の法律に及ぶ。今後は「心身の故障」について、それぞれの法律に基づいて個別に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する「個別審査規定」に改める。	
10月	**＜全国の動向＞** **○社会福祉法人間で資金融通を可能へ** 厚生労働省は29日に「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」を開き、社会福祉法人参加必須の社会福祉連携推進法人（仮称）の創設に向けた論点を示した。連携法人には社会福祉法人や自治体、医療・公益・ＮＰＯ法人などが参加でき、所轄庁の認定を受けることとする。連携法人は、社会福祉法人の合併・事業譲渡という事態に陥るのを避けるため、連携法人内で資金の融通を可能とすることなどが特徴。経営基盤とサービスの強化を図るイメージで設けられている。	11/4福祉新聞
11月	**＜全国の動向＞** **○地域共生社会の構築に向けた市町村による新事業骨子示す** 厚生労働省は18日、地域共生社会の構築に向けた、市町村による新たな事業の骨子を明らかにした。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」の３つを一体的に実施できるよう交付金を創設する。住民の交流や参加の機会を創出する「地域づくり」については、福祉以外の政策領域との連携重視を明確に打ち出した。新事業は社会福祉法に市町村の任意事業として位置付ける方針。2020（令和２）年の通常国会に改正法案を提出する。	11/25福祉新聞
	○会計監査人必置、2023年から拡大へ 厚生労働省は26日、社会福祉法人の会計監査人の設置義務対象を、2023（令和５）年から「収益20億円超または負債40億円超」に拡大する考えを示した。拡大されると、新たに339法人が対象となり（2017（平成29）年度決算）、すでに義務化されている「収益30億円超または負債60億円超」とあわせて、全体の3.4％にあたる709法人が対象となる。	12/2福祉新聞
12月	**＜全国の動向＞** **○成育基本法施行** 次代の社会を担う、成育過程にある者や妊産婦等への成育医療等を切れ目なく提供することを総合的に推進する。	

２　福祉・介護人材関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
３月	**＜全国の動向＞** **○ＥＰＡに基づく外国人の介護福祉士候補者、266人が合格** 社会福祉振興・試験センターは27日、第31回介護福祉士国家試験の結果を発表した。ＥＰＡに基づいて来日した外国人の介護福祉士候補者は578人が受験し266人が合格。合格率は例年並みの46.0％。ＥＰＡによる候補者はインドネシア、フィリピン、ベトナムの３カ国から受け入れているが、ベトナムの候補者は106人が受験し93人（87.7％）が合格した。	4/1福祉新聞

	○介護福祉士の合格率、過去最高の73.7%	
	社会福祉振興・試験センターは27日、第31回介護福祉士国家試験の結果を発表した。受験者は９万4610人、合格者は６万9736人、合格率は過去最高の73.7%だった。制度改正により前回試験から受験が原則となった介護福祉士養成施設卒業生は6225人が受験し、5210人（83.7%）が合格。	4/1福祉新聞
４月	＜全国の動向＞ ○改正出入国管理及び難民認定法施行	
	１日施行。深刻な人手不足の解消につなげることを目的に、新たな在留資格「特定技能」を創設し、「介護」を含む14分野で外国人労働者の受け入れ拡大を図る。介護分野では５年間で６万人の受入れを見込む。	
６月	＜全国の動向＞ ○日本語教育推進法施行	
	28日可決・成立、同日施行。国内で暮らす外国人への日本語教育の充実を促すため、国や自治体には日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に教育機会を提供するよう努める責務があると明記。本法は議員立法で、外国人の児童生徒や留学生、就労者らに対し、日本語教育を受ける機会を最大限確保することを基本理念とした。国や自治体には日本語教育の推進に関する施策を定め、実行する責務があると規定した。	
	○都内の社会福祉法人の半数超が派遣・紹介を利用	
	人材派遣・紹介会社を利用している東京都内の社会福祉法人が全体の半数を超えることが13日までに分かった。利用しない法人からは「直接雇用に比べてコストが高い」といった指摘があった。人材不足を背景に特に介護分野で派遣社員の雇用が広がる一方、高いコストに二の足を踏む法人があることが分かった。調査は東京都社協社会福祉法人経営者協議会が2018（平成30）年10～11月、都内に法人本部のある822法人を調査し、313件（回収率38%）の回答があった。	6/24福祉新聞
10月	＜全国の動向＞ ○養成施設で学ぶ外国人留学生の入学理由を調査	
	介護福祉士養成施設で学ぶ外国人留学生の入学理由は「日本で働きたかったから」が47%で最も多いことが、日本介護福祉士養成施設協会の調査で分かった。卒業後は「日本に永住したい」が46%で最多だった。	10/7福祉新聞
11月	＜全国の動向＞ ○内閣府調査「出産後も働きたい」初の６割超え	
	内閣府が15日に発表した「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果で、助成の就業について「子どもができてもずっと働き続ける方がよい」と答えた人が、2016（平成28）年の前回調査より７ポイント増の61%となり、1992（平成４）年の調査開始以来、初めて６割を超えたことが分かった。調査は３年毎に実施しており、今回は９月５～22日にかけ、全国の18歳以上の男女5千人を対象に実施。有効回収率は53%だった。	11/25福祉新聞ほか

	〇66歳以上働ける企業が３割に 厚生労働省が22日に発表した「2019年高年齢者の雇用状況」で、希望者全員が66歳以上も働ける企業は前年比3.2ポイント増の30.8%になったことが分かった。従業員31人以上の企業16万1378社の６月１日現在の状況をまとめた。高年齢者雇用安定法に基づき、65歳まで働ける企業は99.8%。内容は、継続雇用制度の導入が77.9%、定年引き上げが19.4%、定年制撤廃が2.7%だった。また、希望者全員が70歳以上も働ける企業は3.1ポイント増の28.9%だった。	12/2福祉新聞

３　生活保護・生活困窮者等支援関係（引きこもり関係を含む）

月	制度・施策の動向、関連調査等	
３月	**＜全国の動向＞** **〇内閣府初推計、40～64歳の引きこもり61万人** 内閣府は３月29日、40～64歳で引きこもりにあたる人が全国で61万3千人に上るとの推計を発表した。５年以上引きこもる人が半数を占める。15～39歳の引きこもりは2015年度の調査で54万人と推計したが、中高年の数を推計するのは初めて。根本匠厚生労働大臣は同日の会見で「これは新しい社会的な問題だ」と述べ、国が推計値を示すことにより、引きこもりが未成熟な若者だけの問題ではなく、社会構造による問題だとする認識が広がる可能性が出てきた。	4/8福祉新聞
４月	**＜全国の動向＞** **〇改正生活困窮者自立支援法施行** 2019（令和元）年４月１日施行。「子どもの学習支援事業」を「子どもの学習・生活支援事業」として強化。学習支援のみならず、生活習慣・生育環境の改善や教育及び就労(進路選択等)に関する支援を総合的に実施する。「一時生活支援事業」も拡充し、シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している人に対する訪問等による見守り・生活支援を創設する。	
５月	**＜全国の動向＞** **〇大学等修学支援法（高等教育無償化法）可決・成立** 10日可決・成立。低所得者世帯を対象に大学など高等教育を無償化する。大学無償化は低所得者世帯を対象に大学などの高等教育の授業料減免と、返済が不要な給付型奨学金の拡充を合わせて実施する。支援対象は年収の目安が380万円未満の世帯の学生で、授業料の減免や給付の水準には親の年収に応じて差を設ける。文部科学省が設ける要件を満たした大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が対象だ。住民税が非課税の世帯（世帯年収270万円未満）とそれに準ずる世帯の学生の授業料を無償化する。2020（令和２）年４月１日施行。	
６月	**＜全国の動向＞** **〇全居協が発足** 住まいの確保が難しい単身高齢者らに対し、入居や生活の支援などをする居住支援法人が集まる「一般社団法人全国居住支援法人協議会（全居協）が29日に発足。今後、研修会や政策提言、法人設立支援などを行う。	7/8福祉新聞

	○厚労省が引きこもり相談対応でピアサポートとの連携を通知 厚生労働省は14日、引きこもりに関する相談対応の基本的な姿勢をまとめ、都道府県などに通知した。その一つとして、引きこもり経験者らが当事者と悩みを共有する「ピアサポート」との連携を挙げた。通知は社会・援護局地域福祉課長名。生活困窮者自立支援制度に基づく相談機関で活用されることを想定した。通知では「引きこもりの人は社会との関係性が希薄で、対人関係の不安や自己表現の困難さを抱く場合が少なくない」とし、不安を和らげるにはピアサポートや家族会との連携が重要だとした。	6/24福祉新聞

4　児童福祉関係（保育分野以外）

月	制度・施策の動向、関連調査等	
６月	**＜全国の動向＞** **○改正民法可決・成立** ７日可決・成立、14日公布。特別養子縁組の対象年齢を「原則６歳未満」から「小中学生を含む15歳未満」に引き上げる。虐待や経済的事情などで児童養護施設に入所する年長の子どもらに、永続的な家庭環境を与える機会を広げる。家庭裁判所の審判で縁組が成立するまで、実親がいつでも縁組同意を撤回できる現行手続きも見直し、審判を２段階に分けたうえで第２段階では実親に関与させない。	
	○改正児童虐待防止関連法可決・成立 **○改正児童福祉法** 児童相談所における一時保護などの介入機能と保護者支援の機能を明確に分け、別々の職員が担うようにするなど体制強化に向けた必要な措置を講じる。また、子どもの意思が尊重されるよう、子ども本人が職員に意見を述べる意見表面権の確保について、仕組みを検討する。2020（令和２）年４月１日一部施行。 **○改正児童虐待防止法** 親権者等による体罰の禁止を明文化(民法上の懲戒権のあり方は２年を目途に検討)。児童が転居しても切れ目ない支援を行うため、転居先の児相や関係機関と速やかに情報共有を行う。2020（令和２）年４月１日一部施行。 **○改正配偶者暴力防止法** ＤＶ対応と児童虐待対応との連携強化のため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化。ＤＶ被害者の同伴家族も保護の対象として明記した。2020（令和２）年４月１日施行。	
８月	**＜全国の動向＞** **○2018年の児相虐待相談、過去最多の16万件** 厚生労働省は１日、全国の児童相談所が2018年に対応した児童虐待の件数が速報値で過去最多の16万件だったと発表した。これを受け、同省は同日付で自治体や専門職団体に対し、人材確保などについて協力を求める通知を出した。全国212カ所の児相が18年度に対応した件数は前年度より2万6072件増の15万9850件。調査開始から28年連続で増加し続けている。虐待の内容は心理的虐待（8万8389件）が最も多く過半数を占めた。都道府県別では、最も多い大阪の2万694件に次いで神奈川が1万272件、東京都と続いた。	8/12福祉新聞

９月	**＜全国の動向＞** **〇全乳協、総合支援センターを提案** 全国乳児福祉協議会は26日、第69回全国乳児院協議会で、従来から持つ乳児院の機能に加えて、地域にいる虐待リスクの高い家族の支援などを前面に打ち出した報告書を発表した。乳児院が持つさまざまな機能を整理した上で、すべてを統括する「センター拠点機能」を追加。名称も乳幼児総合支援センター」に改める。児童福祉施設の多機能化が求められる中、自ら具体像を打ち出すことで、今後の社会的養育の議論をリードしたい考えもあるという。	10/7福祉新聞

５　子ども・子育て関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
５月	**＜全国の動向＞** **〇改正民事執行法、改正ハーグ条約実施法可決・成立** 10日可決・成立、5月17日公布。改正民事執行法では離婚した夫婦間の子どもの引き渡しに関するルールを明確化。裁判所の決定のもと、子どもを連れ去られた親権者（債権者）の立ち合いを原則とした上で、執行裁判所の執行官が債務者の子どもの監護を解いて親権者（債権者）引き渡すことが可能となる。国際結婚が破綻した場合に対応するため、子どもの引き渡しについて同様に定めたハーグ条約実施法も同時に改正。2020（令和２）年４月１日施行。	
６月	**＜全国の動向＞** **〇日本の子ども・若者、調査で自己肯定感低い結果に** 政府が18日の閣議で2019（令和元）年版「子供・若者白書」を決定。日本の若者が諸外国に比べて自己肯定感が低いことを示す調査結果を特集として掲載した。調査は2018（平成30）年11～12月、日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの７カ国に住む13～29歳の男女を対象に実施。「自分自身に満足しているか」との問いに「そう思う」と回答した日本の若者は10％で７カ国中最低、他国との開きも大きい結果となった。	6/24福祉新聞
９月	**＜全国の動向＞** **〇改正児童扶養手当法施行** １日施行。ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点(附帯決議(衆議院４月20・28日)から抜粋)から、児童扶養手当の支払回数を現行の年３回(４・８・12月)から年６回(１・３・５・７・９・11月)に見直す。 **〇改正子どもの貧困対策法施行** ７日施行。貧困改善に向けた計画づくりを市区町村の努力義務とすることが柱で、地域の実情に合った対策の推進を目指す。2017（平成29）年時点で、全都道府県に改善計画があるが、貧困対策を進めていると考えられる市区町村を対象にした内閣府の調査では、策定割合は約３割だった。今回の改正では、計画策定の努力義務を課す対象を都道府県から市区町村に広げた。貧困対策に向けた数値目標を政府の大綱に設ける規定も検討されたが、実際に支援を進めることが大切との理由で見送られた。	6/24福祉新聞ほか

10月	**＜全国の動向＞** **○改正子ども・子育て支援法施行** １日施行。幼児教育・保育無償化がスタート。３～５歳児は原則全世帯、０～２歳児は住民税非課税の低所得世帯を対象に、認可保育所や認定こども園、幼稚園の利用料を無料にする。認可外保育施設などは上限額を設けて費用を補助。就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。	

６　高齢福祉・介護保険関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
３月	**＜全国の動向＞** **○「介護現場革新プラン」策定** 厚生労働省は14日、介護現場革新会議に施設サービスの質を落とさず人材確保に対応する「介護現場革新プラン」を示し、了承された。元気高齢者の活躍促進やロボット・ＩＣＴ（情報通信技術）の活用などに関して、2019年度中に全国数カ所でパイロット事業を行い、業務効率化モデルの普及を目指す。具体的には、介護職員の業務を洗い出した上で切り分け、専門性を要しない業務は元気な高齢者などに担ってもらう。また、ロボット・ＩＣＴを有効に活用するため、導入前に試行して効果や安全性を確かめたりする。そうした取り組みにより、介護職員の負担が減り、利用者と関わる時間が増え、サービスの質や専門性の向上につなげる。職場で人間関係に悩む職員に対する心のケア、有給消化を促すなど働き方改革への対応のほか、学生が介護職を選んでくれるよう学校や教員への働きかけなども掲げる。	4/1福祉新聞
４月	**＜全国の動向＞** **○養護老人ホームの平均入所率89.9%、全老施協調査** 全国の養護老人ホームの平均入所率が89.9%だったことが、このほど全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。ただ、平均以下の施設が３割を占め、最も低い施設は20%だった。養護老人ホームをめぐっては、自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」が問題になっており、調査はその実態を明らかにするため953施設を対象に行った（回答率93%）。老施協は調査結果を厚生労働省や自治体に伝え、空床の有効活用を訴えていく。	4/8福祉新聞
６月	**＜県内の動向＞** **○首都圏９都県市が特養整備支援に向けて厚労相へ要望書を提出** 相模原市の本村賢太郎市長は14日、特別養護老人ホームの整備促進に向けた支援策の充実を求める根本匠厚生労働相宛ての要望書を提出した。要望は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市を含む９都県市首脳会議でまとめたもの。首都圏では特養の整備や人件費、物件費等の運営に関わる経費が高いため、実情を踏まえた介護報酬の設定などを求める内容。定員規模の小さい施設ではスケールメリットが働きにくいため、収支差率が低いことが分かっているが、都市部では施設を建てる広い土地の確保が困難なことから大規模施設も造りにくい実態もある。	6/15神奈川新聞 6/24福祉新聞

７月	＜県内の動向＞ **〇養護老人ホームの契約入所を自治体へ通知** 厚生労働省は２日、養護老人ホームにおいて定員の20%以内であれば契約入所が認められていることを自治体へ通知した。対象は低所得者や高齢者、障害者など「居住に課題御ある人」。契約入所は補助金の目的外使用にあたらないことも明記した。今回の通知は、自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」による空床の活用を促す狙いがある。	7/15福祉新聞
10月	＜全国の動向＞ **〇介護職員等処遇改善加算、全体の77%が取得** 10月から介護職員等特定処遇改善加算を算定する法人が77%に上ることが９日、福祉医療機構の調査で分かった。１人あたりの平均月給改善見込額は、「経験・技能のある介護職員」が２万1700円、「他の介護職員」が9339円、「その他職種」が4583円だった。特定加算は「経験・技能のある介護職員」らの賃金を上げるため10月から始まった。法人の判断で介護職員以外にも配分できるなど柔軟な運用ができるが、一定のルールが設けられている。配分方法は「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「その他職種」のすべてを対象とする法人が74%を占めた。	10/28福祉新聞

７　障害福祉関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
４月	＜全国の動向＞ **〇強制不妊救済法（旧優生保護法救済法）施行** 24日成立、同日公布・施行。旧優生保護法の下で障害のある人らに不妊手術が行われた問題で、被害者への「おわび」と一時金320万円の支給を盛り込んだ議員立法の救済法。一時金額は被害者に補償金を支払ったスウェーデンの事例を参考にした。支給対象は不妊手術を受け、施行日時点で生存している被害者本人で、故人や配偶者は対象とならない。強制手術だけでなく。本人同意のケースも対象とする。法施行後5年以内に都道府県を通じて請求する。	
６月	＜全国の動向＞ **〇改正障害者雇用促進法可決、成立** ７日可決・成立、2020（令和２）年４月１日施行。中央省庁の障害者雇用水増し問題を受け、行政機関への厚生労働省の監督機能強化を図る。障害者手帳の写しなど確認書類を保存することも行政と民間企業の双方に義務付け、障害者の離職を防止し活躍できる環境を整えるため、国の機関や自治体に対し、２～５年程度の期間を見据えた「障害者活躍推進計画」を策定させる。 **〇障害者読書環境整備推進法（読書バリアフリー法）施行** 21日可決・成立、28日公布・施行。「すべての国民が障害の有無に関わらず読書を通じて文字文化を楽しめる社会の実現」を目的に提げ、国と自治体に障害者の読書環境を整備する責務を定めた。具体的には、国が基本計画を作り、出版社、障害者団体、国会図書館などと協議会を設けて施策を進める。出版社が書籍の電子データを点字図書館や障害者個人に提供する取り組みの促進や、図書館が録音図書や電子書籍などの所蔵を増やすことも盛り込まれた。７月８日、文部科学省は都道府県などに対し、図書館などの読書環境を整備するよう通知した。	7/29福祉新聞ほか

９月	**＜県内の動向＞** **〇県が盲ろう者支援センターを開設** 県は27日、藤沢市内と横浜市内に県盲ろう者支援センターを開設した。視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者のうち一定数が、必要とする福祉サービスにつながっていない可能性があると判断。相談窓口を明確にすることで、制度利用へつなげる考え。盲ろう者支援センターは全国初の東京などに次いで４例目。障害者総合支援法上の規定はなく、県の独自事業として運営する。	10/7福祉新聞
11月	**＜全国の動向＞** **〇就労継続支援の平均工賃、前年度比増** 厚生労働省は25日、障害者総合支援法に基づく就労継続支援Ａ型、Ｂ型について、2018（平成30）年度の平均賃金・工賃を明らかにした。Ａ型の平均賃金は月額７万6887円で、前年度比2802円（3.8％）増、Ｂ型の平均工賃は月額１万6118円で、前年度比515円（3.3％）増となった。2018年４月の障害報酬改定により、事業者が受け取る報酬は、Ａ型は障害者の平均労働時間が長いほど高くなるよう設定。Ｂ型は障害者の平均工賃が高いほど高くなるようにした。この改定が影響して、賃金・工賃が全国平均で上がったと見られる。	12/2福祉新聞

８　更生福祉・母子福祉関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
３月	**＜全国の動向＞** **〇2018年度中のＤＶ被害、７万7482件で防止法後で最多更新** 警察庁が28日に発表した「2018年度中のストーカー事案及び配偶者からの暴力（ＤＶ）事案等の対応状況」で、全国の警察が認知したＤＶが前年より5027件増の７万7482件となり、2001（平成13）年のＤＶ防止法施行後最多を更新したことが分かった。刑法・特別法による検挙数も675件増の9017件で過去最多になった。	4/8福祉新聞
４月	**〇ギャンブル依存症対策の基本計画を決定** 政府は19日の閣議で、カジノ実現をにらんだギャンブル依存症対策の基本計画を決定した。2020（令和２）年度をめどに全都道府県・政令指定都市に依存症の治療拠点を整備する。政府は全都道府県に対し、地域の実情を加味した独自計画を速やかに策定するよう促す。基本計画は2018（平成30）年７月成立のギャンブル等依存症対策基本法に基づくもので、３年毎に見直す。同法はギャンブルにのめりこんだ本人だけではなく家族の支援も対象とし、医療や福祉に重点を置く。	4/29福祉新聞
10月	**〇第43回全国救護施設研究協議大会開催** 全国救護施設協議会などが主催する第43回全国救護施設研究協議大会が10・11日、静岡県浜松市内で開催された。会員約550人が参加。大西会長は10日の基調報告で、救護施設と日常生活支援施設の違いを見せるため、個別支援計画の充実を一層図っていく考えを示した。	11/18福祉新聞
11月	**〇「生活支援施設」の要件、個別支援計画を必須に** 厚生労働省は１日、第10回「社会福祉居住施設及び生活保護受給者の日常生活支援のあり方に関する検討会」を開いた。良質な無料低額宿泊所による、日常生活支援居住施設の支援内容や委託費の考え方などについて議論した。支援内容については、利用者ごとに個別支援計画を策定する案が提示された。併せて、職員の資格要件を「社会福祉主事任用資格を有する者」もしくは「社会福祉事業や行政機関において相談支援業務の業務経験がある者」とする案が示された。	11/18福祉新聞

	〇改正母子保健法が可決・成立 　産後ケア事業の実施を市町村の努力義務とし、産後うつの予防や児童虐待の防止につなげる

９　教育関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
４月	**＜全国の動向＞** **〇改正学校教育法、著作権法等施行** 　１日施行。小中学校・高等学校の教育課程の一部で「デジタル教科書」の使用(併用)が可能に。視覚障害、発達障害等の事由により紙の教科書で学習することが困難な児童生徒は、全教育課程でデジタル教科書を使用できる。著作権法では、デジタル教科書に掲載する著作物の権利者の承諾を得ずに必要な利用を認めること等を規定。	
７月	**＜全国の動向＞** **〇非行の再犯防止に、学校と連携し復学支援** 　文部科学省は３日、2017（平成29）年12月に閣議決定された再犯防止推進計画（2019年度から５年間）に基づき、少年院や少年鑑別所などを退院した児童生徒の復学支援の取り組みを充実するよう、都道府県教育委員会などに通知した。通知では「非行した児童生徒が更生を決意しても、復学後の周囲の理解と支援がなければ再飛行の防止や改善更生につながらない」と指摘。継続的な支援のために矯正施設と連絡体制を整えること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする心理、福祉の専門家と情報共有・連携することを求めた。また少年院入院と同時に就学猶予・免除にしていた従来の対応を改め、在院中も入院前に在籍していた学校に在籍できることにし、矯正教育を受けた日数を指導要録上出席扱いにできるよう改めた。	7/22福祉新聞
10月	**＜全国の動向＞** **〇小中学校の不登校、６年連続で過去最多** 　文部科学省が17日に発表した「2018年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果で、不登校の小中学生が2017（平成29）年度より２万497人増の16万4528人（全児童生徒の1.7%）となり、６年連続増加し、過去最多を更新したことが分かった。	10/28福祉新聞

10　災害・防災関係

月	制度・施策の動向、関連調査等	
４月	**＜全国の動向＞** **○第３版「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」策定** 全国民生委員児童委員連合会はこのほど、第３版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を策定した。平常時には地域ぐるみの災害対策に取り組み、発災時には自分自身と家族の安全確保を最優先するなど災害対策のあり方を示した。全民児連では、東日本大震災の教訓を踏まえて2013（平成25）年４月に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を策定。その直後に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の提供先として民生委員児童委員が挙げられたことを受け、同年11月に第２版を作成していた。名称を改めた第３版は、東日本大震災の被災地で明らかになった「災害時に民生委員児童委員ができる活動は限定的」などの課題を踏まえ、日頃から災害対策に取り組む大切さを強調したのが特徴。	4/15福祉新聞
６月	**＜全国の動向＞** **○山形県沖地震、69福祉施設が被害** 18日午後10時22分頃、山形県沖を震源とする地震が発生し、山形、秋田、宮城、新潟、石川の５県で負傷者28人、建物の一部損壊144棟などの被害があった（20日午前７時現在、消防庁発表）。福祉施設は高齢者施設29カ所、児童施設27カ所、障害者施設13カ所で、天井の一部や蛍光灯が落下したり、壁や梁にひびが入ったりする被害があった。震度６強を記録した新潟県村上市は安全確認などのため１保育所を休園に、震度６弱だった山形県鶴岡市も市内５保育所、学童保育８クラブを休園にした。	6/24福祉新聞
７月	**＜全国の動向＞** **○国の避難ガイドライン改定** 厚生労働省は３日、都道府県や関係団体に対し、社会福祉施設の防災・避難対策の徹底について６月６日付事務連絡を周知するよう求めた。新たな避難ガイドラインは従来の「避難指示」「避難勧告」「避難準備」といっや防災情報を５段階に改め、レベル３を「高齢者等避難」、レベル４を「全員避難」とするなど避難のタイミングを明確化した。	7/15福祉新聞
	○三重県で防災拠点に乳幼児用液体ミルク備蓄 三重県は７月下旬から、県内全ての広域防災拠点に乳児用液体ミルクの備蓄を始める。県によれば、都道府県で液体ミルクを備蓄するのは三重県が初めて。備蓄する液体ミルクは、明治の「ほほえみらくらくミルク」。常温で１年間保存でき、缶から直接、哺乳瓶に移し替えてそのまま送ることができる。	7/29福祉新聞
９月	**＜全国の動向＞** **○台風15号、２県90施設で浸水などの被害** 福祉施設の被害は、高齢者施設で57カ所、障害児者施設38カ所、児童施設293カ所の計388カ所に及び、床上浸水、窓ガラス破損などの被害があった。千葉県南部で発生した大規模停電は発生12日後の９月20日になっても３万300戸で解消されず、福祉施設でも19カ所で停電、４カ所で断水が続いた。停電・断水した施設には、電源車や配水車が手配されたが、高齢者・障害者施設の利用者39人が熱中症などで緊急搬送され、うち１人が死亡した。千葉県は41市町村に災害救助法の適用を決定。市町村社協による災害ボランティアセンターの設置や、義援金募集など被災者支援の動きも本格化している。	9/23福祉新聞 10/7福祉新聞

10月	**＜全国の動向＞** **○台風19号「激甚災害」指定** 政府は10月29日の閣議で、12日から13日にかけて猛烈な暴風、記録的な豪雨をもたらした台風19号を「激甚災害」に指定した。同時に、大規模災害復旧法に基づく「非常災害」に指定する政令も決めた。厚生労働省によると、福祉施設は高齢者施設124カ所、障害者施設60カ所、児童施設70カ所の合計254施設が浸水した。11月１日現在でも、７県57施設の入所者が避難しており、６県28施設で断水が続いている。	11/5福祉新聞
	○全社協が政府に防災担当大臣に緊急要望 全社協は10月18日に１億総活躍担当大臣、厚生労働大臣、内閣府11月５日には防災担当大臣に対し、災害ボラティアセターの設置・運営に必要な財源確保などを盛り込んだ緊急要望を提出した。台風19号などに伴う災害ボラセンは、１都13県120カ所に設置された。だが、災害救助法による支援の種類に「福祉」の規定がないため、運営費は市町村の補助金や共同募金会の災害準備金頼みなのが現状。要望書は災害ボラセンの設置・運営の経費のほか、全国からの応援職員の派遣費用についても、災害救助法による財政支援を求めた。このほか、福祉施設の専門職による災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣費用も求めている。	10/28福祉新聞 11/25福祉新聞
11月	**＜全国の動向＞** **○長野県経営協が被災法人支援を展開** 台風19号で被災し、機能を停止している施設の職員に、災害ボランティアセンターの業務を担ってもらい、その対価として日当を払う、職員の働く場を創出するとともに、法人の経営を支援する画期的な事業が先月下旬から長野県で始まっている。取り組みを企画したのは長野県社会福祉法人経営者協議会。	11/25福祉新聞
	○消防庁が福祉関係者へ避難行動要支援者名簿の提供を要望 消防庁は13日、避難行動要支援者名簿の作成等状況調査の結果を踏まえ、都道府県に対して名簿未作成市町村での名簿作成と、福祉関係者への名簿情報提供を促すよう要請した。災害時に避難が必要な高齢者や障害者などの名簿作成、名簿情報の提供は、2014（平成26）円４月に施行された改正災害対策基本法で市町村に義務付けられた。消防庁が同日公表した調査結果（６月１日現在）では、1740市町村のうち20市町村がまだ名簿を作成しておらず、作成済みの1720市町村でも134市町村が民生委員に、494市町村が社会福祉協議会に、名簿提供をしていないことが分かった。	11/25福祉新聞

11　その他

月	制度・施策の動向、関連調査等	
３月	**＜全国の動向＞** **○2018年の自殺２万840人、10代増加** 厚生労働省と警察庁は28日、「2018年中における自殺の状況」を発表した。１年間の自殺者は２万840人で、９年連続で減少。10代が2152人、10代以下が599人で増加。	4/8福祉新聞

５月	**＜全国の動向＞** **〇改正戸籍法可決・成立** 24日可決・成立、31日公布。任意後見の開始前に委任者が死亡した場合、任意後見契約の受任者が死亡の届け出をすることができるようにする。施行日は公布日から1年以内。	
６月	**＜全国の動向＞** **〇所有者不明土地利用円滑化特別措置法施行** １日施行。人口減少・高齢化に伴う土地利用ニーズの低下や土地の所有意識の希薄化などを背景に、増加する所有者不明土地の公共目的での利用を最長10年間認める仕組みを導入。地域住民の共同の福祉・利便の向上に役立つ「地域福利増進事業」も創設し、学校、公園などのほか社会福祉事業の用に供する施設も対象となる。 **〇改正消費者契約法施行** 15日施行。社会生活上の経験不足や、加齢等による判断力の低下を利用した勧誘等を、取り消しうる不当な勧誘行為として追加したほか、無効となる不当な契約条項に消費者の後見等を理由とする解除条項等を追加。事業者の努力義務の明示等(消費者への情報提供義務等)も規定。 **〇子ども食堂が全国で3700カ所以上に** ＮＰＯ法人全国こども食堂支援センター・むすびえは26日、地域の子どもに低額で食事を提供する子ども食堂が全国に3700カ所以上あると発表。増加ペースは過去最大。都道府県別では東京488カ所、大阪336カ所に続いて神奈川が253カ所だった。	7/15福祉新聞
７月	**＜全国の動向＞** **〇改正健康増進法施行** １日施行。望まない受動喫煙への対策強化を規定。2020年４月からの本格施行を前に「学校・病院・児童福祉施設等」「行政機関」が敷地内禁煙となる。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる。 **〇改正民法施行** １日施行。遺産分割、遺留品、相続の効力を見直すほか、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、相続人以外の被相続人の親族が被相続人の看護や介護に携わった場合に、一定の要件のもとで相続人に対して金銭要求をすることができる制度「特別の寄与」を新設。	
	〇自殺、９年連続減少も20歳未満は増加 政府は16日の閣議で、2019（平成31・令和元）年度版の自殺対策白書を決定した。2018（平成30）年の自殺者は２万840人（前年比481人）で、９年連続で減少した。２万１千人代を下回るのは37年ぶり。自殺者数は全体的に減少傾向にある半面、20歳未満の自殺者数は前年より32人増えて599人だった。今回の白書では、2009（平成21）年以降の自殺統計から原因などを分析。男女ともに、小中学生の自殺の原因は「親子関係の不和」「家族からのしつけ・叱責」などの家庭問題が多かった。中学生以降になると「学業不振」「進路に関する悩み」などが目立ち、一方で「いじめ」を原因とする自殺は少なかった。	7/22福祉新聞

９月	**＜全国の動向＞** **〇自殺対策調査研究法施行** ６月６日可決・成立、９月12日施行。自殺対策のための新たな調査研究機関を設置する。教育や労働などの分野から多角的に研究することで対策を支援することが狙いで、2020（令和２）年度にも新組織が稼働する。自殺対策の調査研究はこれまで国立精神・神経医療研究センター内の「自殺総合対策推進センター」が主に担い、自治体による予防計画策定を支援してきたが、精神保健分野が中心的だった。新法では、精神・神経医療研究センターから独立した新組織を国が新たに指定。保健や医療、福祉、教育、労働といった分野から各自治体の自殺対策を検証し、地域の実情に即した助言を行うことを想定している。
１０月	**＜全国の動向＞** **〇食品ロス削減推進法施行** 2019（令和元）年5月24日可決・成立、10月1日施行。政府に対して食品ロス削減推進の基本方針を定めることを義務付け、都道府県と市町村には削減推進計画を策定するよう努力義務を課す。企業は国や自治体の施策に協力し、消費者も食品の買い方を工夫することなどで自主的に削減に取り組むよう求めている。内閣府内に関係閣僚や有識者からなる「食品ロス削減推進会議」を設置するほか、国や自治体が企業から譲り受けた、まだ食べられる食品を生活困窮者らに提供するフードバンクの活動を支援することも盛り込んだ。毎年10月を食品ロス削減月間とする規定も設けた。